

【生活道路整備要望の受付について】

※生活道路整備とは・・・路線的な側溝の整備や道路の拡幅整備を行うことです。

① 要望について事前に相談いただきます。（書面提出不要）

申出は地元自治会長にお願いしています。



② 道路課にて現地や整備に必要な要件を満たすか確認します。



③ 整備の可否を地元自治会長へ回答します。



④ 整備が可能な場合は、要望書を提出して頂きます。

要望書には、要望理由を必ず記載してください。

なお、沿線の方々からの印鑑や署名は不要です。

《整備に必要な要件》

- 1) 市道として認定されている道路であること
- 2) 関係者全員の用地協力が得られていること
- 3) 道路排水の放流先が確保されていること
- 4) 自治会の総意であり、事業推進のため地域（自治会等）が協力していくこと

《事業化の判断基準》

① 現況（幅員・利用状況・排水状況等）

起終点及び要望道路の幅員・舗装の状況、沿線住宅の連立状況や経緯、土地の利用状況、道路排水放流先の整備状況など

② 必要性（通学路・交通量）

小中学校の通学路指定状況、朝夕の交通量や通過交通車両の状況など

③ 重要性（道路のネットワーク）

他の地域間とのアクセスなど（行き止まり道路は対象外となります）

④ 緊急性（事故・災害等）

交通事故や災害の発生状況など

⑤ 効率性（費用対効果）

沿線住民や地域間の利便性、避難所へのアクセスなど、支障物件がどの程度生じるのか、高低差や道路構造物など施工する場合の難易度など

【注意】 事業の着手順については、各地区内の優先順位等を考慮し決定します。
要望書を提出して頂いた順番ではありません。